

定款の施行に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第10条の規定に基づき、定款の施行に関し必要な事項を定める。

(会員代表者及び会員代表者代理人の資格要件)

第2条 定款第14条第1項及び第2項に規定する会員代表者及び会員代表者代理人は、それぞれ次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- 1 会員代表者は、登記された代表権を有する役員であること。ただし、外国法人である正会員（登録金融機関を除く。）及び電子募集会員については、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第29条の4第1項第4号ハに規定する国内における代表者（同法第65条第1項に規定する職務代行者を含む。以下同じ。）であり、また、外国法人である正会員（登録金融機関に限る。）については、銀行法第47条第1項に規定する支店若しくは代理店の代表者又は保険業法第187条第1項第2号に規定する日本における代表者であること。
- 2 会員代表者代理人は、登記された役員又はこれに準ずる権限を有する者であること。ただし、外国法人である正会員については、前号に規定する代表者に準ずる権限を有する者であること。
- 3 金商法第29条の4第1項第2号イからリまでの規定に該当しない者であること。

(国内において本拠となる支店等)

第3条 外国法人である正会員及び電子募集会員は、本協会との連絡上適当と認められる支店等（以下「国内において本拠となる支店等」という。）を定め、本協会に届け出なければならない。

(届出事項)

第4条 定款第15条に規定する正会員及び電子募集会員の届出は、金商法の規定により金融庁長官に次の各号に係る届出又は公告の届出を行う場合にこれを行うものとする。

- 1 金融商品取引業又は金商法第33条の2第1項の登録に係る業務の廃止
- 2 合併（当該正会員又は電子募集会員が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）又は解散
- 3 分割（当該正会員又は電子募集会員が分割により事業の全部又は一部を承継させた場合の当該分割に限る。）
- 4 事業の全部又は一部の譲渡

(報告事項)

第5条 定款第15条に規定する正会員及び電子募集会員の報告は、次に掲げる場合にかこ

れを行うものとする。

- 1 商号又は名称を変更したとき。
- 2 資本金の額、出資の総額又は持込資本金の額に変更があったとき。
- 3 自己募集その他の取引等に係る業務を担当する役員を変更したとき。又、当該役員の役名を変更したとき。
- 4 本店の位置を変更し、住居表示の変更をし、又は名称の変更をしたとき。
- 5 自己募集その他の取引等に係る業務を行う支店等を設置し、廃止し、位置の変更をし、住居表示の変更をし、又は名称の変更をしたとき。
- 6 金商法第 31 条第 4 項に規定する変更登録を受けたとき。
- 7 金商法上の認可協会又は認定協会に加入し、又はこれを脱退したとき。
- 8 金商法第 29 条の 2 第 2 項第 2 号（登録金融機関にあつては、金商法第 33 条の 3 第 2 項第 2 号）に規定する書類を変更したとき（業務の種別の部分については、自己募集その他の取引等に係る業務に限る。）。
- 9 自己募集その他の取引等に係る業務を休止し、又は再開したとき。
- 10 他の法人と合併したとき（当該正会員又は電子募集会員が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）。
- 11 分割により他の法人の事業の全部又は一部を承継したとき。又、他の法人から事業の全部又は一部を譲り受けたとき。
- 12 金融機関、外国においてこれらと同種類の業務を行う法人、金融商品取引業者、金融商品取引業を行う外国の法人等について、その総株主等の議決権の過半数を取得若しくは保有したとき、又は保有しないこととなったとき、又は当該法人が合併し、解散し、若しくは業務の全部を廃止したとき。
- 13 その総株主等の議決権の過半数が他の一の法人その他の団体によって保有されることとなったとき。
- 14 他の法人その他の団体が、親法人等又は子法人等に該当し、又は該当しないこととなったとき。
- 15 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行つたとき（外国法人にあつては、本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行つたときを含む。）。又は、破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知つたとき（外国法人にあつては、本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てが行われた事実を知つた場合を含む。）。
- 16 定款を変更（自己募集その他の取引等に係る業務に関するものに限る。）したとき。
- 17 大株主上位 10 名（自己又は他人の名義をもって保有する株式の数が多い順に 10 名の株主をいう。）の氏名若しくは名称、その持株数又は総株主の議決権に占める当該持株に係る議決権の数の割合に変更があったとき。
- 18 金商法の規定により、登録の取消し、業務の全部若しくは一部の停止を受けたとき、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとることを命ぜられたとき又は役員の解任命令を受けたとき。

- 19 金商法の規定により罰金の刑を受けたとき。
- 20 金商法の規定により事業報告書を作成したとき。
- 21 金商法第 46 条の 4 及び第 47 条の 3 に規定する説明書類を作成したとき。
- 22 金商法第 56 条の 2 に基づくモニタリング調査表を作成したとき。
- 23 資本金の額又は出資の総額が金融商品取引法施行令第 15 条の 7 第 1 項第 5 号又は第 8 号に規定する金額に満たなくなったとき。
- 24 役員又は重要な使用人が金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからリまでのいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。
- 25 金商法の規定に基づく検査が開始されたとき及び当該検査が終了したとき（当該検査において検査結果通知書上の指摘がある場合の当該指摘内容を含む。）。
- 26 自己募集その他の取引等に係る業務に関し、訴訟若しくは調停の当事者となった場合又は当該訴訟若しくは調停が終結したとき。
- 27 自己募集その他の取引等に係る業務に関し、正会員及び電子募集会員として遵守すべき法令等に違反する行為が行われていた事実を認識したとき。
- 28 前各号に掲げるときのほか協会が必要と認めるとき。

（入会申請書の添付書類）

第 6 条 定款第 19 条第 2 項に規定する入会申請書の添付書類は、次のとおりとする。

- 1 金商法第 29 条の 2 又は第 33 条の 3 に規定する登録申請書の写し及びその添付書類の写し
- 2 第 1 号の登録を証する書面の写し
- 3 定款第 20 条第 1 号の規定に該当することの有無及び該当する場合にはその内容を記載した書面
- 4 その他本協会が必要と認める資料

（加入の承認の通知）

第 7 条 本協会は、定款第 19 条の規定により、入会申請者につきその加入を承認したときは、その旨をその入会申請者並びにすべての正会員及び電子募集会員に通知する。

（正会員及び電子募集会員の処分、会員権の消滅等の場合の通知及び公表）

第 8 条 本協会は、次の各号の一に該当することとなった正会員及び電子募集会員に対し、その旨を通知する。

- 1 定款第 22 条の規定により脱退を承認したとき。
 - 2 定款第 23 条第 1 項の規定により処分を行うとき。
 - 3 定款第 24 条の規定により勧告を行うとき。
- 2 本協会は、次の各号の一に該当することとなった正会員及び電子募集会員につき、その旨をすべての正会員及び電子募集会員に通知する。
- 1 定款第 12 条第 2 項の規定により会員権が消滅したとき。
 - 2 定款第 23 条第 1 項の規定により処分を行ったとき。

3 本協会は、前項の通知を行ったときは、これを公表する。

(後援会員の退会の通知及び公表)

第9条 本協会は、定款第22条の2の規定により後援会員が退会することとなった場合には、当該後援会員に対し、その旨を通知する。

2 本協会は、前項の規定に該当することとなった後援会員につき、その旨をすべての正会員及び電子募集会員に通知するとともに、これを公表する。

(取引の信義則違反)

第10条 定款第20条第1号及び第23条第1項第4号に規定する取引の信義則に反する行為とは、次に掲げる行為その他の行為で、本協会若しくは正会員又は電子募集会員の信用を失墜し又は本協会若しくは正会員又は電子募集会員に対する信義に反する行為をいう。

1 本協会の業務若しくは他の正会員又は電子募集会員の営業に干渉し又はこれを妨げること。

2 自己募集その他の取引等に関し、詐欺的な行為、不信若しくは不穏当な行為又は著しく不注意若しくは怠慢な事務処理を行うこと。

付 則 (平成22年11月1日)

この規則は、平成22年11月1日から施行する。

付 則 (平成23年4月15日)

この改正は、平成23年4月15日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第3条第2号を改正。

付 則 (平成23年5月20日)

この改正は、本協会が内閣総理大臣から金商法第78条第1項に規定する金融商品取引業協会として認定された日(平成23年6月30日)から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

第6条第3号、第5号、第8号、第9号、第16号、第26号及び第27号を改正。

付 則（平成26年12月19日）

この改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成26年法律第44号）附則第1条本文に規定する日（平成27年5月29日）から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

- （1）第3条見出し及び本文を改正。
- （2）第4条、第5条、第6条及び第8条を改正。
- （3）第9条見出し及び本文を改正。
- （4）第10条を新設。
- （5）旧第10条を改正し1条繰り下げ第11条とする。

付 則（平成28年2月25日）

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

- （1）旧第2条を削り、旧第3条から旧11条を各1条繰り上げ、第2条から第10条とする。
- （2）旧第10条第1項及び第2項を改正。